

会 議 録

会議の名称	平成24年度第6回選挙管理委員会
開催日時	平成24年7月27日(金)午前10時15分から午前11時47分まで
開催場所	西東京市役所保谷庁舎別棟 選挙管理委員会事務局室
出席者	中山寛子委員長・田崎敏男職務代理・長谷川征二委員・中城達雄委員 澤谷繁幸事務局長・菱川勝也係長、新井主事
議 題	議案第13号 西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について 議案第14号 西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について 議案第15号 投票区見直し案におけるパブリックコメントについて 議案第16号 平成25年2月17日任期満了に伴う西東京市長選挙の選挙期日及びこれを告示する日を定めることについて 議案第17号 西東京市長選挙執行計画(案)について そ の 他
<p>○ 委員長          本日は、お忙しいところご参集いただきありがとうございます。          定刻となりました。長谷川委員から遅参の連絡が来ていますが、定足数を満たしていますので、ただいまから平成24年度第6回選挙管理委員会を開催いたします。          本日の議案は5件、およびその他でございます。          はじめに議案第13号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』と、議案第14号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』を議題といたします。この2件は、関連いたしますので、一括で事務局から説明を求めます。</p> <p>○ 事務局          それでは、議案の説明をさせていただきます。          資料の1㊦をお開きください。          議案第13号『<u>西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について</u>』をご説明いたします。          2㊦をお願いいたします。          本案は、公職選挙法第30条の6(在外選挙人名簿の登録)第1項の規定に基づき、西東京市在外選挙人名簿に登録されるものでございます。          内容といたしましては、西東京市選挙管理委員会委員長に対して登録の申請をした者のうち、昨日までに登録の資格を有することが確認された者で、男性2人、女性2人の計4人が新たに西東京市在外選挙人名簿に登録されます。詳細につきましては、後ほど資料をご覧いただければと思います。          続けて、資料3㊦、議案第14号『<u>西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について</u>』をご説明いたします。</p>	

4頁をお願いいたします。

本案は、公職選挙法第30条の11（在外選挙人名簿の登録の抹消）第1項の規定に基づき、西東京市在外選挙人名簿から登録抹消されるものでございます。

内容といたしましては、男性が3人、女性が2人の計5人で、それぞれ登録抹消の要件に該当するに至った者でございます。詳細につきましては、後ほど資料をご覧ください。

以上で、議案第13号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』及び議案第14号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』の説明とさせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりました。ただ今の説明について、ご意見などございますか。

○ 委員

なし。

○ 委員長

特にないようですので、議案第13号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』と議案第14号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』は、この案のとおり決定いたします。

次に、議案第15号『投票区見直し案におけるパブリックコメントについて』を議題といたします。事務局から説明を求めます。

○ 事務局

それでは、議案の説明をさせていただきます。

はじめに、パブリックコメントについては、7月1日号の市報及び市ホームページにて告知をいたしましたが、市民の方の指摘で市報について誤植がみつかりました。ご迷惑をおかけして申し訳ございませんでした。

対応といたしまして、7月15日号の市報に訂正文を掲載し、市ホームページでは7月9日に訂正を行いました。そして、意見提出の期間を当初の7月20日から7月25日まで延長いたしました。

6ページをお開きください。

寄せられた意見としては

- 1 西東京市市参加条例は、第2条第6号において、市長と教育委員会を実施機関と定義していて、選挙管理委員会パブコメを実施する根拠規定は無い。選挙管理委員会がパブコメを実施する根拠を示せ
- 2 市の例規に基づかず、個別に、本件の実施を決定したのならば、その件名、決定者及び決定日を示せ

3 本件は、公職の選挙にかかる投票区の変更に対するパブリックコメントを求めるものだが、意見を提出できる対象に、「市内在勤者」、「市内在学者」、「市内に事務所または事業所を有する法人その他団体」を含める理由は何か。意見が提出できる対象を市内在住の20歳以上の日本国籍者に限定しなかった理由は何か。

4 経費の削減とあるが、どの程度の削減を見込むのか。

5 第8投票区は、期日前投票など混雑しているが、投票区を統合したら混雑しないか。混雑したら会場の拡張、説明員の増員などは人件費が増え、経費削減にならないのではないか。

6 投票所の変更で、投票所が遠くなる高齢者が増え、投票率が減少するのではないか。以上、2人から、6点がございました。

パブリックコメントには、委員会の検討結果を公表することとなっております。

投票区の見直しの今後のスケジュールとして、本日の委員会でパブリックコメントに対する委員会の意見を6ページ記載のとおりでよろしければ、市報、ホームページに掲載し、委員会のパブリックコメントに対する検討結果としたいと思います。そして、投票区の見直し案について、パブリックコメントを踏まえて、現状の案でよろしいかの確認をしていただきたいと思います。

投票区の見直しについて、この案でよろしければ、8月にもう一度、市議会会派に説明いたします。

9月定例会市議会で市民通知や投票所案内を含めた補正予算の計上を計上する予定です。補正額は、要求額で6,454,000円の増です。内示は8月中旬の予定です。

定例会で補正予算が認められましたら、補正予算成立後の委員会で投票区見直しの最終決定をし、市民に通知を出したいと考えております。

以上で、議案第15号『投票区見直し案におけるパブリックコメントについて』の説明とさせていただきます。

○ 委員

内容について、委員会の方針となるから、長谷川委員の出席を待ちたいので、暫時休憩としたらどうですか。

○ 委員長

暫時休憩とします。

○ 委員長

委員会を再開する。パブコメの委員会の検討結果について、意見はありますか。

○ 委員

パブコメを実施したことは、選挙管理委員会での責任においてということを加えた方が

いい。

委員

経費の削減は、1投票区当たりの金額ではなく、総額での削減数字がいいと思う。

事務局

補正は、その他の増額要因もあるので、減額とはならないです。

委員

削減効果は、効果として総額を出した方がいい。

事務局

パプコメの委員会の意見は、パプコメの実施は委員会の責任において実施したということと、削減効果は総額で260万円程度という表現にします。

委員長

今の事務局の説明のように、パプコメの実施は委員会の責任において実施したということと、削減効果は総額で記載するというにすることでいいですか。

委員

それでいいです。

委員長

そのように決定し、新しい投票区については原案のとおりとし準備を進めることとし、新しい投票区については10月の委員会で最終決定することといたします。

次に、議案第16号『平成25年2月17日任期満了に伴う西東京市長選挙の選挙期日及びこれを告示する日を定めることについて』を議題といたします。事務局から説明を求めます。

事務局

それでは、議案の説明をさせていただきます。

7分をお開き願います。

議案第16号『平成25年2月17日任期満了に伴う西東京市長選挙の選挙期日及びこれを告示する日を定めることについて』ご説明いたします。

8分をお願いいたします。

本案は、平成25年2月17日に任期満了となります西東京市長選挙の投票日を平成25年2月3日の日曜日とし、その選挙期日について、同年1月27日の日曜日に告示するものでございます。

公職選挙法第33条（一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙）第1項の規定により、「地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了に因る一般選挙は、その任期が終わる日の前30日以内に行う。」と規定されております。これまでの市長選挙期日決定の経緯などを十分に考慮して、平成25年2月3日に執行することとして提案するものでございま

す。

なお、この選挙期日の設定につきましては、公職選挙法第120条（選挙を同時に行うかどうかの決定手続き）第1項の規定に基づき東京都選挙管理委員会に9号にあります「任期満了届」のとおり届出を行い、10号にあります「選挙の執行について」の通知のとおり単独で執行するようにとの通知を受けております。よろしくご審議をお願いいたします。

また、本件についてご決定をいただいた後、西東京市長及び市議会議長宛に選挙期日の通知を行い、また、企画部秘書広報課を通して報道機関にも知らせてもらう予定です。

以上で、議案第16号『平成25年2月17日任期満了に伴う西東京市長選挙の選挙期日及びこれを告示する日を定めることについて』の説明とさせていただきます。

委員長

事務局からの説明が終わりました。ただ今の説明について、ご意見ございますか。

委員

なし。

委員長

特にないようですので、議案第16号『平成25年2月17日任期満了に伴う西東京市長選挙の選挙期日及びこれを告示する日を定めることについて』は、この案のとおり決定いたします。

次に、議案第17号『西東京市長選挙執行計画（案）について』を議題といたします。事務局から説明を求めます。

事務局

それでは、議案の説明をさせていただきます。

11号、議案第17号『西東京市長選挙執行計画（案）について』をご説明いたします。

別冊の桃色の表紙の資料『平成25年2月3日執行 西東京市長選挙執行計画（案）』をご覧いただき、その内容について第1 選挙期日の告示及び選挙期日から順にページを追って説明をさせていただきます。

まず、1号の第1『選挙期日の告示及び選挙期日』でございますが、先程、議案第16号においてご決定をいただきましたとおり、平成25年1月27日に告示、1週間後の同年2月3日を選挙期日とするものでございます。

第2『執行要領』ですが、

選挙の名称は、「西東京市長選挙」とします。

選挙長は、中山寛子委員長、選挙長職務代理者は、田崎敏男委員長職務代理者をお願いいたします。

立候補届出の受付は、平成25年1月27日（日）午前8時30分から防災センター6階講座

室 において行います。

届出順を決めるくじについては、立候補届出受付開始時点で必要に応じて実施します。

立候補予定者説明会ですが、平成24年11月中旬に保谷庁舎別棟会議室において開催いたします。時間は午後2時からを予定しております。

事前審査は、立候補届出を円滑に進めるために行うもので、平成25年1月15日（火）、午前9時から午後4時まで選管事務局で行います。

氏名等掲示については、くじにより掲載順を決めるわけですが、受付が終了した1月27日（日）に開催する委員会において、午後6時からくじにより決定をお願いするものでございます。

2ページをお開きください。

選挙人名簿の関係ですが、登録の基準日は、平成25年1月26日（土）縦覧は、1月27日（日）の1日間。登録要件としましては、年齢要件が、平成5年2月4日以前の出生者、住所要件が、平成24年10月26日までに転入届出がされ、引き続き西東京市に住所を有する日本国民となります。

候補者の選挙運動費用支出制限額でございますが、約1600万円となります。

表示物等は、自動車用表示物、拡声器用表示物、街頭演説用表示物がそれぞれ1枚、街頭演説従事者用腕章11枚、乗車用腕章4枚で、生地の色は「白」、文字は「紺」といたします。

確認団体関係については、平成25年1月27日（日）から同年2月2日（土）まで受付をし、確認書、政治活動用ポスターの証紙等の交付を行います。3ページをお願いします。同じ期間で政治活動用ビラ等諸届出の受付も行います。

ポスター掲示場設置の関係ですが、設置数は229か所の予定です。面数については、2段4列8面を予定しております。

選挙公報ですが、告示日であります1月27日（日）の午前8時30分から午後5時まで立候補届出受付会場で掲載文の申請を受け付けます。受付が終了した後、同日開催の委員会において、午後5時30分から公報掲載順を決めるくじをお願いすることになります。

選挙公報の様式はブランケット判で、1罫最大6人、表、裏2罫で構成する形といたします。市長選挙から市のホームページでも選挙公報を見られるようにする予定です。以前、議会でも意見がありました掲載の順番はくじで決まりますが、最初のところが目立つというようなことがありました。そこで今回から表紙を作ることを考えている次第です。

選挙公報の配布方法でございますが、2月2日までに各戸配布いたします。また市のホームページにも掲載を予定しております。

入場整理券につきましては、告示日から、郵送できるように準備をいたします。

投票用紙の様式は、B7判、白色で黒文字となります。

不在者投票用紙等は、平成25年1月26日（告示日の前日）から発送を開始いたします。  
4分をお願いいたします。

投票の関係ですが、平成25年2月3日（日）午前7時から午後8時まで、市内29の投票所において行います。

期日前投票につきましては、平成25年1月28日（月）から2月2日（土）までの午前8時30分から午後8時まで。田無庁舎2階203会議室及び保谷庁舎別棟会議室B・Cにおいて行います。

選挙立会人は、1月31日（木）の午後5時まで選管事務局で受け付けます。立会人が10人を超えた場合は、1月31日（木）に開催する選挙管理委員会において午後6時から、くじにより決定をいただくこととなります。

選挙会、開票作業につきましては、2月3日（日）午後9時から西東京市スポーツセンター第一体育室において行います。

当選証書付与は、2月4日（月）午前10時から防災センター6階講座室1で行います。よろしくをお願いいたします。

第3、『啓発活動』でございますが、目標及び実施方針と具体的内容について記載してございます。後程ご参照願います。

5分をお願いいたします。

次に、第4『選挙速報』でございますが、投票速報は、午前7時から1時間ごとに午後7時までの状況を発表いたします。最後に午後8時現在の確定状況を発表いたします。

開票速報でございますが、開票開始の午後9時から30分ごとに、500票単位で発表いたします。

第5『選挙の規模』でございますが、

選挙人名簿登録者数は、平成24年6月2日定時登録時点で男性78,382人、女性82,729人、計161,111人となっております。重複いたしますが、投票所は投票区の見直しを反映させて、29投票所とします。開票区は、1開票区。期日前投票所は、田無庁舎2階203会議室と保谷庁舎別棟会議室B・Cの2か所で行います。

6分からの『主要事務日程』でございますが、後程ご覧いただければと存じます。

以上で、議案第17号『西東京市長選挙執行計画（案）について』の説明とさせていただきます。

委員長

説明が終わりました。ただ今の説明について、ご意見ございますか。

委員

公報だが、同じ区域で配布したところと、配布していないところの例があるので、全世帯を同日配布にできないか。

事務局

条例上は2日前までに届けることになっています。なるべく早く配布するように依頼はしているが、事業者の人員配置の問題もあります。苦情があった場合は、直ちに配るようにはしてもらっています。

委員

条例の規定はそうであっても、契約上のことだから話は違う。すべてが同日でなくても、2日程度で配布終了にできないか。

事務局

依頼をしていきます。

委員長

他に特にないようですので、議案第17号『西東京市長選挙執行計画(案)について』はこの案のとおり決定いたします。

次に、『その他』に移りたいと思います。事務局から何かありますか。

事務局

- 投票区の見直しに伴いまして、補正予算を要求しています。8月中旬以降に財政サイドの方もおおむね数字がはっきりします。
- 次回の委員会は選挙人名簿の定時登録の報告がありますので、9月2日(日)10:15となります。
- このたび他の執行機関の例にならって、委員会の傍聴に関する規程及び請願・陳情の取扱いの規程を制定いたしましたのでご報告いたします。

投票区の見直しが10月の委員会で決定されれば、選挙執行規程についても改正を行う予定です。

委員

規程の施行日は、どうするか。

事務局

委員会の了承後の明日7月28日からとします。

委員

了解した。

委員長

事務局からの連絡等は終わりました。他になければ、本日の第6回選挙管理委員会を閉



会いたします。  
ご苦労様でした。

11時46分 終了

以上